

育児・介護休業法施行規則の改正を踏まえた通勤災害保護制度の改正について

別添3

○ 育児・介護休業法施行規則の改正(平成28年厚生労働省令第137号(施行日:平成29年1月1日))

- ・ 本年3月に成立した雇用保険法等の改正に合わせて行うもの。
- ・ 世帯構造の変化等を踏まえ、介護休業を取得できる対象家族を以下の通り拡大。

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| ○条件無し ・ 配偶者 ・ 父母（配偶者の父母含む） ・ 子 | ○条件無し ・ 配偶者 ・ 父母（配偶者の父母含む） ・ 子 |
| ○同居し、かつ扶養している、 祖父母 兄弟姉妹 孫 | 祖父母 兄弟姉妹 孫 |

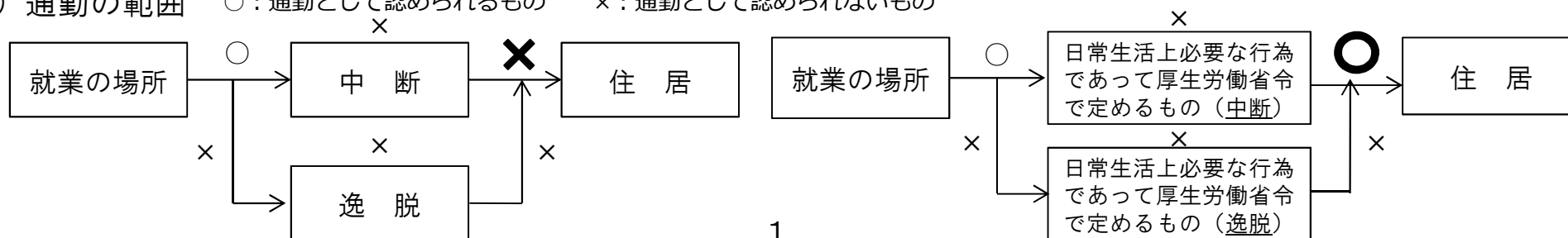
同居・扶養要件を撤廃

○ 労災保険法の通勤災害保護制度の改正(公布日:平成28年12月中、施行日:平成29年1月1日予定)

- ・ 労災保険法では、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡については、通勤災害として保険給付の対象としているが、労働者が移動の経路を逸脱・中断した場合には、当該逸脱・中断の間及び合理的な経路に復帰後の移動は原則として通勤には含まれない。ただし、逸脱・中断が「日常生活上必要な行為」に該当する場合には、合理的な経路に復帰後の移動は通勤に含まれる（その場合であっても、逸脱・中断の間は通勤に含まれない。）。
- ・ 労災保険法施行規則では、「日常生活上必要な行為」について、一定の家族の介護を認めており、当該家族は育児・介護休業法の対象家族と同じ範囲で規定している。
- ・ 今般、育児・介護休業法の対象家族が拡大されたことを踏まえ、「日常生活上必要な行為」に該当する介護の対象家族の範囲も同様に措置するもの。

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| （日常生活上必要な行為） 第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。 一～四 （略） 五 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母 並びに同居し、かつ、扶養している 孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） | （日常生活上必要な行為） 第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。 一～四 （略） 五 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） |

(参考) 通勤の範囲 ○: 通勤として認められるもの ×: 通勤として認められないもの



参照条文

○ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）抄

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 （略）
 - 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
 - 三 （略）
- 2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。
- 一 住居と就業の場所との間の往復
 - 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
 - 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）
- 3 労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）抄

（日常生活上必要な行為）

第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一～四 （略）
- 五 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）抄

（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九条の三を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。

五 （略）

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）抄

（法第二条第四号の厚生労働省令で定めるもの）

第二条 法第二条第四号の厚生労働省令で定めるものは、祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。